

檜葉町復興推進計画

平成28年10月14日

福島県檜葉町

1. 計画区域

檜葉町全域

2. 計画の目標

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により、福島第一原子力発電所の事故が発生し、町内のほぼ全域が警戒区域に指定される未曾有の事態となった。平成27年9月5日をもって避難指示は解除されたものの、多くの町民が避難先に居住しており、現在の帰町者数は約9%である681人である（平成28年9月現在）。このような中、当町の中核的産業を担う企業の帰還を促進することで、町民の帰還等、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目的とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

当町における経済活力再生及び雇用機会の拡大を図るために、当町の道路旅客運送業における中核的企業が実施する設備投資等を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

震災当時、当町に立地していた、有限会社ウインズトラベル（以下「対象事業者」という。）が、檜葉町地内において、バスターミナル等の整備に必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本事業を実施することにより、当町における道路旅客運送業は、町内の運輸業、郵便業における従業員者数において第1位となる見込みである。また、本事業は当町の道路旅客運送業の従業員数において100%を占める見込みの事業者が実施するものであり、12名の新規雇用者を予定している。

したがって、旅客の送迎に関わる事業者が当町に帰還し、地域に根ざした企業活動を再開することにより、廃炉作業に係る全国からの人の流れに対する安定した送迎手段の供給や緊急時の避難対応、地域住民の移動手段としての役割を担うことで、新規住民の取り込

み、町民の帰還、震災からの復興に資するものである。

このように対象事業者が実施する事業は、当該計画の目標に掲げた「当町の中核的産業を担う企業の帰還を促進することで、町民の帰還等、地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図る」ことを達成するために必要かつ有効な事業であり、計画の目標達成に大きく寄与するものである。

③施行規則第2条に規定する該当事業

施行規則第2条第6号

④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関

株式会社東邦銀行

⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

対象事業者が実施する事業は、当町における道路旅客運送業において唯一の企業となる。旅客の送迎に関わる対象事業者が当町に帰還し地域に根ざした企業活動を再開することにより、浜通り地域の旅客輸送の安定した供給や安全安心な送迎を行う事が出来る。また、地域と連携し様々な地域住民参加型の旅行や観光の企画を実施し、毎日の住民の移動手段としての役割を担うことで、町民の帰還の促進及び復興の迅速な推進に寄与するものとなる。さらには、今後いつ訪れるか分からない災害時において地域連携によるバス活用の推進と、浜通り地域の帰還へ向けたバス運行を計画していくことで、当町における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、福島県の意見を聴取した。

また、当町、檜葉町商工会、株式会社東邦銀行、対象事業者を構成員とする檜葉町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。